

ケイセンビジネス公務員カレッジ 授業料減免規程

(趣旨)

第1条 学校法人郡山学院は、ケイセンビジネス公務員カレッジにおける経済的理由により就学が困難な学生に係る保護者負担の軽減を図るため、この規定に定めるところにより学生の授業料について免除を行う。

(決定権者)

第2条 授業料の減免は、年度毎に当該年度内において納入すべき額について減免を受けようとする者の申請に基づいて、学校長がこれを審査のうえ決定する。

(減免対象者)

第3条 本規定による授業料の減免を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学費負担者が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である者。
- (2) 学費負担者が前年度の4月以降に、家計急変したことにより、学費等納入金の納入が困難であると認められる者。
- (3) 学生と生計を同一にする者（生徒を含む。以下「世帯」という。）の所得税法の規定による総所得金額及び山林所得金額の合計額が、県が定める世帯の人数ごとの基準額以下である者。

前(1)、(2)及び(3)に掲げる者のほか、前(1)、(2)及び(3)に掲げる者と同程度に生活に困窮していると認められる者。

(申請書及び添付書類)

第4条 授業料の減免を受けようとする者は6月20日までに、授業料減免申請書に次の書類を添付し提出しなければならない。

- (1) 学費負担者の世帯等状況調書
- (2) 減免要件に該当する者であることを証明する関係官公署の長の証明書
(生活保護受給証明書、失業手当受給証明書等、所得税の納税証明書、市町村民税の納税証明書)
- (3) その他必要と認められるもの

(減免額)

第5条 減免額は減免を受けようとする者の申請に基づき学校長が決定する。

(減免の決定通知)

第6条 学校長は授業料の減免を決定したときは、決定の内容、条件等を申請者に通知する。

(減免事由消滅の届出)

第7条 授業料の減免を受けた者は減免事由が消滅したときは、遅滞なく授業料減免事由消滅届を学校長に提出しなければならない。

(減免措置の取消し)

第8条 学校長は授業料の減免の決定を受けた者が次の事項に該当した場合、減免の決定を取消し、減免額を返還させることができる。

- 1 申請書、その他の書類に虚偽の記載をしたとき。
- 2 生徒が懲戒処分を受けたとき。

(規定の改廃)

第9条 この規程の改廃は学校法人郡山学院理事会の議決を経て行うものとする。

附則 本規程は平成27年5月27日より施行する。